

教育委員会会議提出議案

第 3 0 号

福岡県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を
改正する規則の制定について

このことを、別案のとおり提出する。

令和 5 年 1 0 月 6 日
教 育 長

(理由)

通学区域の拡大等を行うことに伴い、所要の改正を行うもの。

福岡県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和五年●●月●●日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第●●号

福岡県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

福岡県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和三十二年福岡県教育委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中

全日制課程											
専攻科	総合学科	芸術に関する学科	外国語に関する学科	理数に関する学科	福祉に関する学科	情報に関する学科	家庭に関する学科	水産に関する学科	商業に関する学科（同科に置かれるコースを含む。）	工業に関する学科（同科に置かれるコースを含む。）	農業に関する学科
											別表第一のとおり。
											県内全域
											別表第二のとおり。
											県内全域

を

改める。

全 日 制 課 程												
専攻科	総合学科	芸術に関する学科	外国語に関する学科	理数に関する学科	福祉に関する学科	情報に関する学科	家庭に関する学科	水産に関する学科	商業に関する学科	工業に関する学科（同科に置かれるコースを含む。）	農業に関する学科	文理共創科
												普通科（同科に置かれるコース及び単位制による課程を除く。）
												普通科に置かれるコース
												普通科（単位制による課程）
												別表第一のとおり。
												県内全域
												別表第二のとおり。
												県内全域
												別表第二のとおり。
												県内全域
												別表第一のとおり。

に

別表第一中

第三学区					
北九州市のうち					
中	遠	八	八	若	
		幡	幡		
間	賀			松	
		西	東		
遠	中	市	郡	区	区
遠	中	東	北	八	八
				幡	幡
賀	間	筑	筑	南	央
		鞍手町			松戸畑区

を

第三学区					
北九州市のうち					
中	遠	八	八	若	
		幡	幡		
間	賀			松	
		西	東		
遠	中	市	郡	区	区
遠	中	東	北	八	八
				幡	幡
賀	間	筑	筑	南	央
		鞍手町			松戸畑区

に

改め、同表第六学区の項中「花畑中」の下に「のうち福岡市南区野多目五丁目二番三十一号の地域及び野多目西公園を除く地域」を加える。

別表第二中

高等学校名	地域名
高等学校名 (文理共創科)	地域名
八	幡北九州地区

に を

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県立高等学校の通学区域に関する規則の規定は、令和六年度以降に入学する者から適用する。

福岡県立高等学校の通学区域に関する規則新旧対照表

改正案

福岡県立高等学校の通学区域に関する規則

第一条（略）

第二条 高等学校の学区は、次の表の上欄に掲げる課程ごとに、同表の中欄に掲げる学科等の区分に応じ、同表の下欄に掲げるとおりとする。

課程	学 科 等	学 区
全日制課程	普通科に置かれるコース	県内全域
	普通科（単位制による課程）	
	文理共創科	
	農業に関する学科	
	工業に関する学科（同科に置かれるコースを含む。）	県内全域
	商業に関する学科	
	水産に関する学科	
	家庭に関する学科	
	情報に関する学科	別表第二のお
	福祉に関する学科	
(略)	理数に関する学科	別表第二のお
	外国語に関する学科	

2（略）

第三条（略）
第六条（略）

現行

福岡県立高等学校の通学区域に関する規則

第一条（略）

第二条 高等学校の学区は、次の表の上欄に掲げる課程ごとに、同表の中欄に掲げる学科等の区分に応じ、同表の下欄に掲げるとおりとする。

課程	学 科 等	学 区
全日制課程	普通科に置かれるコース	県内全域
	普通科（単位制による課程）	
	農業に関する学科	
	工業に関する学科（同科に置かれるコースを含む。）	
	商業に関する学科（同科に置かれるコースを含む。）	県内全域
	水産に関する学科	
	家庭に関する学科	
	情報に関する学科	
	福祉に関する学科	別表第二のお
	理数に関する学科	
(略)	外国語に関する学科	別表第二のお

2（略）

第三条（略）
第六条（略）

別表第一（第二条）

(普通科)		学区名	地域名	高等学校名	備考
(略)		(略)			
第三学区		北九州市のうち 若松区 八幡東区 八幡西区 遠賀郡 中間市			
第六学区		糸島市のうち 福岡市のうち 舞鶴中 当仁中 友泉中 城南中 高城中 西福中 中内中 門中 岐中 西陵中 原中 田中 金中 元中 能中 小呂中 長中 学地区の 域を除く			
(略)		(略)			
糸島市		花畑中、野多目五丁、市南区、目二番三十一号の地域及び野多目西公園を除く、柏原中、平尾中			
城南区		那珂川市			
修猷館		早良			
筑洋館		糸島前			

別表第一（第二条）

(普通科)		学区名	地域名	高等学校名	備考
(略)		(略)			
第三学区		北九州市のうち 若松区 八幡東区 八幡西区 遠賀郡 中間市			
第六学区		糸島市のうち 福岡市のうち 舞鶴中 当仁中 友泉中 城南中 高城中 西福中 中内中 門中 岐中 西陵中 原中 田中 金中 元中 能中 小呂中 長中 学地区の 域を除く			
(略)		(略)			
糸島市		花畑中、野多目五丁、市南区、目二番三十一号の地域及び野多目西公園を除く、柏原中、平尾中			
城南区		那珂川市			
修猷館		早良			
筑洋館		糸島前			

別表第二（第二条）

高等学校名		地域名
(文理共創科)		
八幡	北九州地区	
(理数科)		
八幡	北九州地区	
新宮	福岡地区	
筑紫丘	福岡地区	
明善	筑後地区	
嘉穂	筑豊地区	
鞍手	筑豊地区、木屋瀬中	

(略)

別表第二（第二条）

高等学校名		地域名
(理数科)		
八幡	北九州地区	
新宮	福岡地区	
筑紫丘	福岡地区	
明善	筑後地区	
嘉穂	筑豊地区	
鞍手	筑豊地区、木屋瀬中	

(略)

福岡県立高等学校の通学区域に関する規則の 一部を改正する規則の制定について（概要）

1 八幡高校の通学区域の変更

八幡高校の学科改編に伴い、通学区域を北九州地区とするもの（第二条第一項、別表第一及び別表第二の改正）。

学校名		学科名	通学区域
八幡高校	改正前	普通科	第3学区
	改正後	文理共創科	北九州地区

2 その他

(1) 小倉商業高校の専門進学コースの廃止に伴い、商業に関する学科のうちコースを置く学校がなくなるため、文言上の整理を行うもの（第二条第一項の改正）。

(2) 福岡市南区野多目五丁目2番31号等が福岡市立三宅中学校区から福岡市立花畑中学校区に変更になることに伴い、文言上の整理を行うもの（別表第一の改正）。

3 施行期日等

公布の日から施行し、改正後の規則の規定は、令和6年度以降に入学する者から適用する。

4 参考

令和6年度に該当校の第2学年、第3学年に転編入する場合は、改正前の規定が適用される（従来どおりの取扱い。）。

福岡県立高等学校の学区一覧

北九州地区	
第1学区	築上郡 豊前市 京都郡 行橋市
第2学区	門司区 小倉北区 小倉南区 戸畑区
第3学区	若松区 八幡東区 八幡西区 遠賀郡 中間市
福岡地区	
第4学区	宗像市 福津市 糟屋郡 古賀市 福岡市東部
第5学区	那珂川市 太宰府市 春日市 大野城市 筑紫野市 福岡市南部
第6学区	糸島市 福岡市西部
筑後地区	
第7学区	うきは市 朝倉市 朝倉郡 久留米市のうち旧田主丸町
第8学区	三井郡 小郡市 久留米市(旧田主丸町、旧三潆町及び旧城島町を除く。)
第9学区	八女郡 八女市 筑後市
第10学区	三潆郡 大川市 柳川市 みやま市 大牟田市 久留米市のうち旧三潆町及び旧城島町
筑豊地区	
第11学区	田川市 田川郡
第12学区	嘉麻市 飯塚市 嘉穂郡
第13学区	直方市 鞍手郡 宮若市